

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月21日

【会社名】 リンテック株式会社

【英訳名】 LINTEC Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西尾 弘之

【本店の所在の場所】 東京都板橋区本町23番23号

【電話番号】 東京 (5248) 7711 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 総務・人事本部長 望月 経利

【最寄りの連絡場所】 東京都板橋区本町23番23号

【電話番号】 東京 (5248) 7711 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 総務・人事本部長 望月 経利

【縦覧に供する場所】 リンテック株式会社 大阪支店
(大阪府大阪市西区新町一丁目4番24号)
リンテック株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市中区丸の内三丁目14番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

2019年6月20日開催の当社定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は2011年に執行役員制度を導入し、取締役会の活性化、意思決定の迅速化・経営の効率化を進めてまいりましたが、業務執行を担う執行役員に求められる役割が多くなってきていることから、その責任を強化し、これまで以上に精力的に業務にあたってもらうべく、役付執行役員の職位を拡充することといたしました。

かかる変更に伴い、現行定款を一部変更するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(執行役員および役付執行役員) 第28条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当社の業務を執行させることができる。	(執行役員および役付執行役員) 第28条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当社の業務を執行させることができる。
② 取締役会は、その決議によって社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員を選定することができる。	② 取締役会は、その決議によって社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、 <u>常務執行役員、 上席執行役員、その他の役付執行役員</u> を選定することができる。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）11名選任の件

大内昭彦、西尾弘之、服部真、中村孝、川村悟平、望月経利、森川秀二、西川淳一、若狭毅彦、大春敦および飯塚匡信を取締役（監査等委員であるものを除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

岡田浩志、大岡哲および大澤加奈子を監査等委員である取締役に選任するものであります。

- (3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果	
					賛成比率	可否
第1号議案	649,419	77	73	(注1)	99.98	可決
第2号議案				(注2)		
大内昭彦	535,234	113,827	506		82.40	可決
西尾弘之	558,887	90,137	544		86.04	可決
服部真	629,066	20,429	73		96.84	可決
中村孝	629,067	20,428	73		96.84	可決
川村悟平	629,068	20,427	73		96.84	可決
望月経利	629,067	20,428	73		96.84	可決
森川秀二	629,068	20,427	73		96.84	可決
西川淳一	628,968	20,527	73		96.83	可決
若狭毅彦	629,068	20,427	73		96.84	可決
大春敦	499,984	149,472	111		76.97	可決
飯塚匡信	481,518	167,939	111		74.13	可決
第3号議案						可決
岡田浩志	606,728	42,766	73	93.40	可決	
大岡哲	640,757	8,738	73	98.64	可決	
大澤加奈子	640,780	8,715	73	98.65	可決	

(注1) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。